



生活指導便り 第1号



平成30年4月27日発行
あきる野市立東中学校
校長 田島 弘之
生活指導部

今年度も「生徒主体」の取組を推進するとともに、「心の力(「思いやる心」、「卑怯を憎む心」、「自分を律し立する心」)」の育成・強化を図り、生徒が安心して落ち着いた生活を送れるよう、教職員一同努めていきます。よろしくお願ひします。

生活指導部の基本方針

東中学校の教育理念

「どこへ行ってもやっつけていける人間」の育成
「未来は自分で創り出せると信じられる生徒の育成」

基本的な考え方

一人一人の生徒を「かけがえのない人間」として尊重し、
あたたかな心で存在を認める。

指導の重点

- 1 行事や係・委員会活動、部活動を通して、自己選択や自己決定の場を与え、主体性を育む。
- 2 集団の中で社会性を培い、道徳の授業等を通して「心の力」を育む。
- 3 家庭・地域との連携を密に図るとともに、受容共感的姿勢で指導にあたる。
- 4 自分、そして他人の命と人権を守る生徒の育成を図るとともに、安全指導を充実させる。
- 5 基本的生活習慣の育成を図るとともに、規律ある生活を習得させる。

生活指導部の目標

「個人力」ではなく「学校力」を育み、生活指導を組織で機能させる。

- 1 健康で落ち着きのある学校
- 2 規律の正しい学校
- 3 生徒と教師、生徒間で触れ合いのある学校
- 4 職員間で触れ合いのある学校

具体的な実践

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 良好な関係づくり | 4 生徒に対する相談・援助 |
| 2 学年を超えた指導方針の共通理解 | 5 生徒の実態把握 |
| 3 問題行動への予防・初期対応 | 6 特活・道徳教育の充実 |

3つのチェックポイント

1 「自己決定の場」を意図的な様々な場面で設定する。

自分(たち)で考えて、決めて、実行する場を発達段階に応じて与える。

例えば・・授業中、席替え、班編成、行事等で選択の自由を与える。
留意点・・行動の基本については教師が指導する。選択の自由は、生徒が自分で責任をとれる範囲で与える。

2 「自己存在感」を与える。

自分は価値のある存在だという実感を与える。

例えば・・欠席した生徒が登校したら必ず声をかける。
・生徒を褒める場面を意図的に設定する。
・一人一役を与える。

3 受容的共感的人間関係の形成を図る。

「傾聴」と「努力」の姿勢を大切に、教育相談を生かした対応をする。

例えば・・教師も始業のチャイムと同時に授業を始める努力を共にする。
・保護者、地域、外部機関からの情報を集め悩みや不安を共有する。
・失敗があっても最初から否定的、高圧的な態度で指導に入らない。

生活指導部組織

〔生活指導〕

- ・校内生活指導担当
- ・安全教育担当
- ・部活動担当
- ・生徒会担当

〔心の教育〕

- ・人権教育担当
- ・道徳教育担当
- ・特別支援教育担当
- ・教育相談担当

〔教育環境〕

- ・保健担当
- ・食育、給食担当
- ・美化、施設管理担当

セーフティ教室について

今年度のセーフティ教室は昨年度に引き続き、LINE 株式会社の講演担当者をお招きし、以下の内容についてご講演いただきます。「保護者向け講演会」に奮ってご参加ください。

日時；平成 29 年 5 月 1 日（火） 生徒向け講演会 13:25-14:15 保護者向け講演会 14:30-15:40
場所；生徒向け講演会 — 体育館 保護者向け講演会 — クラブハウス
講師；L I N E 株式会社 樋口孝一様

保護者向け講演会内容 『LINE の紹介と、子どもがインターネットを利用する際の注意事項』

コミュニケーションアプリ「LINE」に関する機能や子どもの利用例、さらにリスク対策についてお伝えいたします。また、青少年を取り巻くインターネットの現状、青少年のLINE の利用実態やその対応方法について力点を置き、講師の説明に留まらず、参加者間のワークも取り入れ、子どもをインターネットトラブルから守るために有益となる情報や注意すべきポイントをご紹介します。参加されている方々とのやり取りを重視したインタラクティブな講演です。

その他；①「参加届」の提出がなくても参加は可能です。

②録音、録画は禁止です。

③講演の性質上、記録（メモ等）について制限させていただく場合もあります。

④問い合わせ先；あきる野市立東中学校(558-1125) 生活指導主任 岡田まで。

大規模地震対応訓練について

先日お知らせした通り、今年度も大災害発生時の地域との連携や適切な安全確保を目的に、「あきる野市立学校一斉大規模地震対応訓練」が実施されます。ご協力のほどよろしくお願い致します。

日時；平成30年5月9日（水） 14:30から引渡し開始 ※生徒は避難訓練後に教室に戻ります。
場所；各教室 ※各学年の昇降口からお入りいただき、各教室の前でお並びください。
備考；（1）車での来校は厳禁です。また、秋川体育館の駐車場へ駐車も厳禁です。
（2）上履きをご持参ください。
（3）当日、引き取りのご都合がつかない場合は、生徒を 16:45 まで学校に留め置きます。
（4）引取り者は、「緊急時関係調査」か、別紙配布した「大規模地震対応訓練で引渡し訓練実施について」（4/20 配布）に記載された方のみとなります。また当日、記載された方が引き取り不可能になった場合は、学校までご連絡ください。

交通安全について

東中学校では、通学距離が長く徒歩で登下校することが困難な場合は、一定の条件を守ること、学校側の特別な配慮として自転車通学を認めています。また、道路交通違反やマナー違反等があった場合は、生徒の安全を第一に考え、許可の取り消し等の処分をすることもあります。

以下の内容を再確認し、安全な登下校を心がけましょう。

自転車通学許可条件

- 1 安全運転と交通法規の十分な理解と厳守。
- 2 学校、保護者、地域の方からの注意、指導に従う。
- 3 安全整備に努める。
- 4 許可指定区域在住。
- 5 東中ステッカーの貼付。（安全点検項目のクリア）
- 6 整列駐輪と鍵の管理の徹底。
- 7 ヘルメットの着用。



ルール違反について

- 1 自転車通学停止処分
(1)危険及び迷惑運転
(2)傘差し運転、2人乗り
(3)ヘルメット着用義務違反
- 2 自転車通学取り消し処分
(1)累積2回目の違反
(2)悪質な違反等



徒歩でも・・・●信号を守り、青信号でも左右の安全確認をし、車が止まってから横断。●道路に飛び出さない。
●見通しの悪い交差点では、必ず一時停止。●東中ルールに則った登下校を心がける。